

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年7月2日	K2JAPAN 株式会社(法人番号 9120001215997) 代表者 宮城 永 次	大阪府八尾市東山本新町 3-6-30	本社営業所	大阪府八尾市服部川1-43	輸送施設の使用停止(415 日車)	道路運送法(以下「法」)第 25条、法第27条第3項、タ クシー業務適正化特別措 置法(以下「タク特法」)第3 条及びタク特法第47条	令和7年10月15日及び同年11月19日、公安委員 会からの通報を端緒として監査を実施。10件の違 反が認められた。(1)運転者の制限違反(法第25 条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業 務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施義 務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2 項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】 (運輸規則第24条第5項)、(5)「旅客自動車運送 事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指 導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)によ る運転者に対する指導監督義務違反【一部不適 切】(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する 指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 【記録】(運輸規則第38条第1項)、(7)指導監督告 示による運転者に対する特別な指導及び適性診 断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規 則第38条第2項)、(8)点検整備関係義務違反【12 月点検整備の未実施】(運輸規則第45条、道路運 送車両法第48条)、(9)無登録運転者の乗務(タク 特法第3条)、(10)運転者証等類似不正表示禁止 違反(タク特法第47条)	42	42
令和8年7月2日	明交タクシー 株式会社(法人番号 8140001014358) 代表者 山崎 美 恵子	兵庫県神戸市兵庫区大開 通7丁目5番19号	田尾寺営業所	兵庫県神戸市北区有野中町4丁目9番 18号	輸送施設の使用停止(30日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条及び法第27条第3項	令和8年1月23日、事故を引き起こしたことを端緒 として監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)「旅客自動 車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づ き、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務 時間に係る基準」の遵守違反(旅客自動車運送事 業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、 (3)乗務距離の最高限度違反(運輸規則第22条 第1項)、(4)乗務の記録義務違反【記録事項の不 備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)「旅客自 動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し て行う指導及び監督の指針」による運転者に対す る指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第 38条第1項)、(6)運転者に対する指導及び監督に 係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不 備】(運輸規則第38条第1項)	3	3
令和8年7月8日	真和交通 株式会社(法人番号 7120001012595) 代表者 小池 史 朗	大阪府大阪市東成区東今 里3丁目12番22号	本社営業所	大阪府大阪市東成区東今里3丁目12番 22号	輸送施設の使用停止(80日 車)	道路運送法(以下「法」)第 25条及び法第27条第3項	令和8年2月5日、公安委員会からの通報を端緒と して監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運 転者の制限違反(法第25条)、(2)「旅客自動車運 送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針」による運転者に対する指導 監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事 業運輸規則第38条第1項)	8	8
令和8年7月15日	株式会社 かもめ(法人番号 4140001010641) 代表者 浅川 享	兵庫県神戸市中央区加納 町3丁目4番9号	本社営業所	兵庫県神戸市兵庫区鍛冶屋町2丁目2番 1号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年2月16日及び同年4月20日、法令違反の 疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認め られた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自 動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」 による運転者に対する指導監督義務違反【一部不 適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1 項)	0	0
令和8年7月22日	洛陽交運 株式会社(法人番号 8130001012024) 代表者 森川 憲 一	京都府京都市南区西九条 森本町65	本社営業所	京都府京都市南区西九条森本町65	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内 に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年7月22日	ユニヴァーサルタクシー 株式会社 (法人番号4140001014477) 代表者 梁瀬 康昭	兵庫県神戸市兵庫区駅南通2丁目1番地29号	本社営業所	兵庫県神戸市兵庫区駅南通2丁目1番地29号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年4月8日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	5	0